



令和3年9月28日  
東北運輸局  
自動車技術安全部管理課

**令和3年10月1日から、ナンバープレートの表示に係る新基準が適用されます**  
～ ナンバープレートの視認性の向上を図るため表示方法や角度が数値で明確化されます！！ ～

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化されました。

表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、**令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用されます。**

◎平成28年4月1日から適用されている基準

- 【被覆、カバー】…禁止（無色透明でも×）
- 【回転】…禁止（ななめ、縦向き表示は×）
- 【位置】…自動車の運行中、見やすい位置に表示
- 【角度】…自動車の運行中、判読が出来る見やすい角度（折り曲げは×）
- 【フレーム】…番号を被覆せず自動車の運行中、番号の判読ができるもの

◎令和3年10月1日以降、新たに適用される基準

（コロナ禍を踏まえ、令和3年4月1日施行予定が6ヶ月延期されていました。）

項目	前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
		ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
角度 上下向き*1	上向き10°～ 下向き10°	上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	上向き40°～ 下向き15°
角度 左右向き*1	左向き10°～ 左右向き0°	左向き5°～左右向き0°		左右向き0°
フレーム*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅*2が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下</li> <li>●厚さ*3が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下</li> <li>●脱落するおそれのないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上部 幅が10mm以下、厚さ6mm以下（幅が7mm以下の場合は厚さ10mm以下）</li> <li>●下部 幅が13.5mm以下、厚さ30mm以下</li> <li>●左右 幅が18.5mm以下、厚さ30mm以下</li> </ul>		禁止
ボルトカバー*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの</li> <li>●厚さが*3が9mm以下</li> <li>●脱落するおそれのないもの</li> </ul>			

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず自動車の運行中番号は判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付ける、また、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

【問い合わせ先】 自動車技術安全部管理課 永田、佐藤  
TEL : 022-791-7533 FAX : 022-299-8872

# 参 考

※平成28年4月1日から適用されている基準

# 車のナンバープレートは見やすく表示!

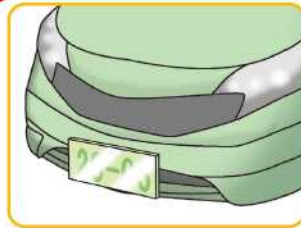
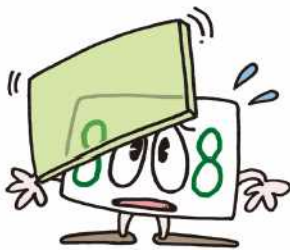
## ナンバープレートの表示義務が明確化されます



平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止されます。

平成28年4月1日から  
禁止

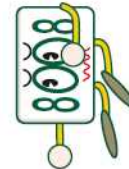
### カバー



ナンバープレートカバーは装着禁止!!  
無色透明でもダメ!!

### 回転

回転させて取り付けてはいけません。



### ひふく被覆

ナンバープレートのすべての文字が判読できなければダメ!!



### 折り返し

折り返してはいけません。

